

いじめ問題対応の
改善に関する答申書

令和5年5月29日

福島市いじめ問題対応改善有識者会議

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化・・・・・・・・	2
II 教育委員会の改革（教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割）・・	4
III いじめ問題対応スキームの明確化・・・・・・・・	6
IV 子どもと家庭を支える体制の強化・・・・・・・・	8
V 教職員の資質向上に向けた取組・・・・・・・・	9
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	11
用語の定義・略語等・・・・・・・・	12
諮問書（写）・・・・・・・・	13

はじめに

福島市いじめ問題対応改善有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、令和4年12月28日福島市長及び福島市教育委員会教育長より「福島市いじめ問題対応改善について」の諮問を受け、福島市内公立小学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書（以下「調査報告書」という。）、福島市いじめ防止等に関する条例（以下「市条例」という。）をはじめとする関係法令その他これまでのいじめ対応の経過や現状の報告などを受けながら、計6回にわたり議論を重ねてまいりました。

この間、議論の俎上にのぼった諮問事項に関わる専門的な知見を深めるため、埼玉県戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎 勤氏と兵庫教育大学准教授であり私立中高一貫校教員として現役の弁護士である神内 聡氏へヒアリングを実施したほか、いじめ対応に係る部署として、総務課、こども政策課、こども家庭課、教育総務課、学校教育課を視察し、組織体制の確認を行いました。

その結果、福島市におけるいじめ問題への対応改善に必要な事項として、以下のとおり答申をまとめました。

令和5年5月29日

福島市いじめ問題対応改善有識者会議

委員長	青木 栄一
副委員長	神戸 信行
委員	青木 真理
委員	藤井 和久
委員	佐藤 裕子

I 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化

1 市長と教育委員会は、総合教育会議において、いじめ問題の情報共有を図ることで、より連携した対応をするべきである。

いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）では、いじめの防止・早期発見及びその対処について、地方公共団体の責務及び学校の設置者の責務として明示している。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、総合教育会議の招集権限を市長に与えると共に、総合教育会議の所掌事務として「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」（第1条の4）を規定し、市長と教育委員会とが共にその対応について協議することを求めている。

これら法律の要請を踏まえると、いじめ問題の解決に向け、市長と教育委員会が連携して関わっていくべきことは明白である。

特に、「いじめ防止法」第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）については、「市条例」第19条が、教育委員会から市長への報告を義務付けていることから、市長と教育委員会がそれぞれ持つ情報の格差を十分認識したうえで、徹底した情報の共有がなされるべきである。

加えて、「重大事態」に至らないいじめ事案についても、解決に時間を要している場合など、「重大事態」へ発展するおそれがある際には、市長と教育委員会が、総合教育会議において意見交換等を通じながら、お互いに一定の関与ができる仕組みとするべきである。

2 市はいじめ問題に対し、教育委員会と市長部局を含む関係部署との連携を図る体制を整備し、包括的に対処すべきである。

(1) 重大事態発生に伴う対応プロセス等の明確化

福島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）が取りまとめた「調査報告書」によれば、本来、「重大事態」が発生した疑いを認めた場合、「市条例」第19条の規定に基づき、市立学校は教育委員会を通じて、市長に報告しなければならないにもかかわらず、市長に「重大事態」の発生を報告した文書等を明確に確認できないとの指摘がなされている。

また、「市条例」に規定する「市長」は「執行機関」を意味し、市長個人ではないため、本来「市長部局」側に報告に対応する部署を設定し、その部署から市長へ報告がなされる仕組みを整備しておく必要があったが、未設定であったことが混乱に拍車をかけることとなったと考察する。

さらに、「調査報告書」によれば、「いじめ防止法」「市条例」、福島市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）の規定に食い違いがあり、教育委員会が、「市条例」ではなく「市基本方針」を優先するかのような対応をしたことに疑問が呈されている。

特に「重大事態」の調査は、「市条例」第20条に基づき、教育委員会は「対策委員会」に行わせなければならないにもかかわらず、「市基本方針」を根拠にいじめ防止サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）に調査を行わせたことは「調査報告書」のとおり問題である。

以上より、「市条例」「市基本方針」については、早急に「いじめ防止法」との整合を図るべきである。

そのうえで、いじめ対応の判断に疑義が生じた際には、「いじめ防止法」、「市条例」に立ち返り、それらの趣旨に沿った対応をしなければならない。

また、「重大事態」の疑いが発生した際の、「教育委員会会議」、教育委員会事務局、市立学校及び「市長部局」それぞれの責任の所在及び対応プロセスについては、「市条例」に基づき明確化されるべきである。このことについて、「市長部局」側が「重大事態」に関する窓口を総務部総務課とすでに定めたことは、改善の一つと捉えることができる。

さらに、前述の教育委員会から市長への報告にかかる文書不存在的指摘については、必要不可欠な事項を漏れなく記載できるよう報告書等の様式をあらかじめ定めておくとともに、報告手順を明確にしておくべきである。

(2) いじめ対応プロセスの可視化

「調査報告書」に「当該校及び市教委においていじめの調査は行われたものの、いじめ重大事態の調査として適切なプロセスが踏まれていないことは推進法等の趣旨に反する事態である」との記載があるとおおり、「重大事態」が発生した際のプロセスが「教育委員会会議」、教育委員会事務局、市立学校及び「市長部局」で周知徹底されていなかったことに疑問の余地はないところである。

「重大事態」が発生した際、教育委員会事務局には、「市条例」に基づき適切な対応を行う責務があるだけでなく、該当児童生徒への支援のために、こども家庭課など関係部署と速やかに連携を図る責務もある。さらに、「重大事態」の内容によっては、警察、児童相談所等の関係機関との連携も検討しなければならない。

そのうえで、「いじめ防止法」「市条例」等に規定の多岐にわたるいじめ対応のプロセスは複雑であることから、保護者をはじめ全てのいじめ問題の関係者が理解できるよう、フローチャートなどを作成し可視化しておくことが肝要である。加えて、可視化したプロセスを市民にも公開し、いじめ問題対応の透明性を高めるべきである。

Ⅱ 教育委員会の改革（教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割）

1 合議体の執行機関として、教育委員の意思や意見が十分に反映できるような仕組みづくりを再確認すべきである。

「重大事態」の対応にあたって、教育行政の最高意思決定機関である教育委員会は、教育長と教育委員で構成される「教育委員会会議」において、「重大事態」を含むいじめ問題を議題として取り上げ、会議においてより活発な議論が行えるよう、教育委員は、勉強会、研修等を通じて、いじめ問題に係る知見の蓄積をさらに図るべきである。

また、教育委員会事務局は、教育委員が的確に状況を把握できるような情報提供のあり方を工夫すべきである。

2 教育委員会事務局は、サポートチームを活用するにあたり、その役割を明確にすべきである。

「市基本方針」によれば、教育委員会事務局に設置する「サポートチーム」の役割は、いじめを認知した市立学校へ対応策について助言し、保護者や児童生徒への対応等によりいじめ問題の速やかな解決に向けて市立学校を支援することとされているが現行の「市条例」に規定のない組織である。

しかしながら、「調査報告書」における提言では、「市教委の現行の『いじめ防止サポートチーム』は、市立学校のいじめ認知後の早期調査・対応への支援と重大事態の調査、両方に関与するシステムとなっている。」（61頁）と指摘され、そのうえで、「いじめの早期調査の段階で、重大事態（疑いを含む）であると判断し、重大事態の調査に移行する際には、問題を多様な視点から検討するためにも、調査構成員を変える（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を加える）などすることが望ましい。また、その調査の公平性・客観性を十分に確保できるように調査組織や調査担当者の人選を行うべきである。また、組織や人選について保護者に適宜報告するなどして理解を求める努力も行うべきことは学校での調査と同様である」（61頁）として、現行の「市条例」に規定はないが、「サポートチーム」さらには市立学校に設置する組織による重大事態調査の方式そのものについては、条件付きではあるものの否定されていない。

本「有識者会議」においても、この点に着目し議論を重ねる中で、福島市のいじめ問題を取り巻く現状等も踏まえ、「市条例」第20条の規定自体を見直す必要があるのではないかという見解に至ったところであるが、このことについては、後述することとする。

まずは、「サポートチーム」には「早期調査・対応への支援」と「重大事態の調査」の二面性があったことについて、「調査報告書」の見解にもあるとおり、「支援」を目的とした「サポートチーム」構成員が「重大事態」に移行した後も引続き調査担当者として「調査」を行うことは、やはり公平性、客観性を欠くものと判断せざるを得ず、「サポートチーム」に双方の役割を担わせるとすれば、「重大事態」の当事者となる児童生徒そして保護者の視点を踏まえた検討が必要である。

一方で、いじめ認知時点から支援という形で関わっている「サポートチーム」は、最

も事態を把握しており、早期解決のためには有効な組織であることは、前述の調査報告書の内容からも推察できる。

以上のことを踏まえると、当事者である児童生徒そして保護者に対し、「支援」から「調査」に切り替わることを十分に説明し理解を得たうえで、公平性、客観性を担保するため、「支援」に携わっていない専門家や行政出身者に「サポートチーム」のメンバーの一部を加える形で新たに「重大事態」の調査を行うチームを編制し、調査を担当させることは否定しないとする見解に達した。

なお、いじめは「重大事態」に至る前にその発生を察知することが肝要であることから、教育委員会事務局は、日頃から各市立学校との情報共有体制を構築し、「サポートチーム」が本来の目的である「支援」の役割を十分に果たせるよう効果的なタイミングで該当学校に派遣できるようにしなければならない。

3 いじめの防止やいじめ問題への対応について、心理、福祉、法律、医療等に関する専門的知識を有する人材の確保に努める必要がある。

市立学校では、いじめの防止やいじめ問題への対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒や保護者からの相談等に対し支援を行っているが、一学校あたりの派遣日数が限られているため、十分な対応ができていない状況にある。

いじめ問題については、様々なケースに応じた適切な対応が求められているが、心理・福祉等の専門家が十分に配置されていないことから、その増員は喫緊の課題となっている。ごく少数ではあるが他の自治体においては、常勤のスクールカウンセラーが配置されている事例が見受けられるが、市の財政状況を鑑みると、市単独での解決は困難であることから、まず財政支援その他必要な措置を県に対し強く要請すべきである。

また、いじめ問題の対応にあたり、法律の専門家への相談が必要となる機会が全国的にも増加し、文部科学省が令和4年3月に教育委員会において法務相談体制を構築する上での留意点や具体的な弁護士への相談事例の紹介などを盛り込んだ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き 第2版」を策定している。このような現状を踏まえ、児童生徒や教職員が安心して学校生活や業務を行うためには、法律の専門家の関与は、いじめの深刻化を防ぐだけでなく、速やかな解決に資するものと考えられることから、子どもの最善の利益を実現し、市立学校や教員の法的側面からの支援ができるよう、教育委員会に法律の専門家を配置することも検討すべきである。

Ⅲ いじめ問題対応スキームの明確化

1 いじめ防止法・市条例・市基本方針の整合性を確保し、重大事態への対処・調査の実施について恣意的な解釈の余地をなくすべきである。

「調査報告書」によれば、重大事態発生疑いの旨、保護者より訴えがあり調査を要請されたにもかかわらず、「市条例」第20条に規定される「必要があると認めるとき」に該当しないと教育委員会は判断していたとあり、『『必要があると認めるとき』との要件を、推進法の規定やその趣旨に反して、市教委の恣意的な判断を許すものであってはならず、また、専門部会での調査を不当に狭める解釈がなされてはならないことはいうまでもない』（54頁）と指摘されている。「調査報告書」にもあるとおり、重大事態調査の開始の遅れは、問題の複雑化、長期化を招くことになり、当事者である児童生徒の被害の継続や拡大に繋がることから、今後恣意的な解釈をする余地をなくすため、「いじめ防止法」に規定のない文言の見直しを図るべきである。

また、「市条例」第20条の規定では、重大事態調査の開始の要件を市立学校から報告を受けた場合又は在籍する児童生徒やその保護者から申立てがあった場合としているが、「市条例」第9条において、市民等の役割を「市民等は、いじめを発見したとき、又はいじめが行われている疑いがあると認められたときは、市、教育委員会、市立学校又は関係機関等へ情報提供するとともに、市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。」と規定していることを踏まえれば、市民からの情報提供等も重大事態調査の開始の要件に含め、重大事態の発生を見逃さないようにすべきである。

2 重大事態発生時の調査を機動的に行えるようにすべきである。

「重大事態」発生時の調査をいかに機動的に実施するかを検討するにあたり、まず、「重大事態」の調査を行う主体をどうすべきかについて議論を重ねたところである。

現行の「市条例」第20条の規定どおり「対策委員会」が重大事態の調査を行う場合、「対策委員会」の招集に日程調整などに日数を要すること、さらに実際の調査を担う専門部会を「対策委員会」の検討後に設置することなどから、機動性に課題を抱えている。また、「対策委員会」に求められる役割として、個別のいじめ問題の早期解決及び「重大事態」化防止のため、助言を含めたいじめの防止対策等の調査審議がある。しかし、「対策委員会」が助言を行ってきた個別のいじめ問題が早期解決せず「重大事態」に至った場合、「対策委員会」自らが、それまでの対応経過を含め「重大事態」の調査を行うことは、調査の客観性が担保できるか疑問が生じる。

以上のことから、まず「重大事態」発生時、迅速かつ機動的な対応を確保するために調査主体を増やすべきであり、なおかつ、「いじめ防止法」第28条第1項に規定する市立学校や教育委員会事務局内に設置する組織を公平性及び客観性を十分に確保することを条件に、調査主体の類型に加えることを否定しないとする見解に達した。このことは、教職員や教育委員会事務局職員がいじめ対応を振り返ることができ、同種事態の発生の

防止に資する効果が期待されるものである。

一方で、「いじめ防止法」第28条第1項第1号に規定される「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当するような場合は、事態の重大さに鑑み、より公平性、客観性及び専門性を高めるため、第三者組織に「重大事態」調査を行わせるべきであるが、「対策委員会」にその調査を担わせる場合、機動性及び客観性に課題を抱えていることは前述したとおりである。このため、「対策委員会」から専門部会の機能を独立させ、新たに「重大事態」調査に特化した組織として設置すべきである。これにより、「対策委員会」は、個別のいじめ問題の早期解決及び「重大事態」化防止のための助言を含めたいじめの防止対策等の調査審議に専念でき、その役割を十分に果たすことができると考える。

以上の内容を提言するにあたり、本「有識者会議」では、市立学校における過去5年間のいじめの認知件数として、平成29年度に206件であったものが、令和元年度には436件と2倍超の件数に増加し、その後も300件前後で推移しているとの報告を受けており、「市条例」第3条におけるいじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要とするとの基本理念も踏まえ、調査主体を「対策委員会」のみに限定せず、複数の調査主体の中から適切なものを選択し機動性をもって「重大事態」に対処することが、当事者となる児童生徒にとって最善であると判断したことを申し添える。

IV 子どもと家庭を支える体制の強化

子どもを心理面から理解しケアや指導を充実させるとともに、福祉面でも子どもと家庭への継続的な支援が重要であることから教育関係機関と児童福祉関係機関の一層の連携を推進していくべきである。

市立学校は、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒についても内面理解に基づいた働きかけを、児童生徒の心身の健康に関わる養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用しながら行うとともに、児童生徒にとって相談しやすい環境を整えることが重要である。

また、いじめ問題の対応にあたっては、家庭への支援も視野に入れながら教育、保健、医療、福祉等の幅広い領域の関係機関が互いに連携することが重要となる。

全ての子どもたちの健やかな成長を、人権を尊重しつつ支えていくことがいじめの予防にもつながると捉えられることから、市は妊娠期から子どもが社会参加を果たす青年期後期（概ね25歳）まで切れ目なく見守り、状況に応じて子どもと家庭を継続的に支援していく体制を作るべきである。

このような継続的な相談支援体制を充実させていくためには、既存の様々な支援施策を包括する仕組みづくりが重要であることから、関係部署の連携による包括的支援体制の強化を行い、窓口のワンストップ化も含めて相談支援体制の構築に努めるべきである。

とりわけ、教育委員会・市立学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと、市の福祉事務所は互いの情報を共有しながら連携を強化し、個々の事案に応じ子どもと家庭に寄り添った支援をより充実させていくよう検討すべきである。

あわせて、市は「福島市こども家庭センター・えがお」や「福島市要保護児童対策地域協議会」を活用し、医療機関・警察・児童相談所等を含めた幅広い連携により地域全体で子どもと家庭を支援していく体制強化に取り組むべきである。

V 教職員の資質向上に向けた取組

1 教育委員会は、いじめ問題対応の改善のために教職員のリーガルマインドを涵養し、適切な体制を構築すべきである。

「調査報告書」において、教育委員会に継続して求められるいじめ防止対策への点検項目として、「市教委は、本報告書を活かしたいじめ防止対策の研修冊子を作成し、いじめの定義やいじめ認知の在り方の理解を深める校内研修用の資料を配布することに努め、学校の教職員がいじめ防止対策関連の仕組みをよく理解する機会を持つ」（61頁）ことが提言されている。

本「有識者会議」においても、この点に着目し議論を重ねてきたが、具体的ないじめ対応改善策を探るために、埼玉県戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎勤氏へのヒアリングを実施した。

そのヒアリングにおいて、学校におけるいじめ対応においても、いわゆる「人間関係の修復」を図る教育的指導だけではなく、記録や事実を重視するリーガルマインドが必要なことが指摘され、それを教職員に理解させるため教育委員会ロイヤーに委嘱された弁護士を講師に研修を実施していることなどが紹介された。そこで、本「有識者会議」としても、いじめ問題対応の改善には教職員のリーガルマインドを涵養すべきであると考えられる。

教育委員会が、令和4年度より市立学校の管理職（校長及び教頭）を対象に「いじめの定義と学校としての組織的対応の在り方」をテーマとして、より研修を充実させたところではあるが、近年はSNSを利用したいじめなど様々なケースが発生していることから、研修内容は常に改善していくことを旨とすべきである。リーガルマインドは一朝一夕に身に付くものではなく、長期的な視点が必要であることから、教育委員会事務局は管理職以外の教職員も含めた研修計画を策定し、その実施を継続していくべきである。また、市立学校の管理職は、研修を踏まえた自校での「重大事態」対応シミュレーションを実施するとともに、日頃から市立学校内で積極的に情報を共有し、学級担任のみでなくチームで対応にあたる体制を構築するなど、適切かつ効果的な取組を行うべきである。

こうしたリーガルマインドの涵養を念頭に置いた各種研修により、市立学校教職員の意識改革を図り、組織的対応の重要性に対する認識を深めていくことが大切であると考えられる。

2 教育委員会は、いじめ問題対応改善のために教職員に対し、児童生徒の内面理解に資する研修等を実施すべきである。

「調査報告書」では、教育委員会に継続して求められるいじめ防止対策への点検項目として、「医療・福祉・心理・法律の専門家からの協力を得ながら、学校における児童生徒の心理的情緒的問題への対応とSOSを適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研修を実施する」（61頁）こと及び「推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者

のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」（62頁）ことが提言されている。

教育委員会は、「市条例」第3条第1項に規定される「いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、市立学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」という基本理念に基づき、「豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動の促進を図る事業」「個に応じたきめ細かな指導の促進を図る事業」「生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の促進を図る事業」など、いじめの予防に資する事業に取り組んでいる。

一方で、いじめやそれによる「重大事態」の発生を防ぐには、「いじめは、どこでもどの児童等においても起こり得る」という認識を、「いじめは現に起きている」とのレベルまで引き上げることが必要である。

危機意識のレベルを引き上げることで、「重大事態」発生を未然に防止するだけでなく、「重大事態」が発生した場合でも迅速で機動的な対応ができる効果が得られると考えるからである。

この危機意識レベルの引き上げをより効果的にいじめ対応に活かしていくには、児童生徒が発するSOSを適切に受け止める力を教職員に身に付けさせる必要がある。そこで、教育委員会事務局は、教職員に対し児童生徒の内面理解に資する研修等を専門家の協力のもと実施すべきである。また、いじめ予防の観点から、「調査報告書」の提言にある「いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく」方策についての研修や、児童生徒自らがいじめを生まない学校風土づくりに主体的に関与できるよう、研修等を実施すべきである。

お わ り に

本答申を踏まえて、福島市においては速やかに所要の対応を行っていただくことを希望します。

特に、市長と教育委員会は、市民、保護者、児童生徒、教職員と十分にコミュニケーションをとりながら、いじめ問題対応の先頭に立っていただきたいと期待しております。

さらに今後は、いじめ重大事態の発生後の対応にとどまらず、いじめの予防にも注力していただきたいと思えます。

いじめは、「いつでも誰にでも起こり得る」という認識を超えて、「現に起きている」と認識すべきであり、この認識のもと、いじめの予防や早期対応について地域社会全体で恒常的かつ継続的に取り組んでいただきたいと願っております。

<用語の定義・略語等>

- ・有識者会議・・・福島市いじめ問題対応改善有識者会議
- ・調査報告書・・・福島市内公立小学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書
(令和4年1月19日 福島市いじめ問題対策委員会専門部会)
- ・市条例・・・福島市いじめ防止等に関する条例(平成29年条例第10号)
- ・市長部局・・・執行機関である市長の下に設置された部署
- ・いじめ防止法・・・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・重大事態・・・いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態
- ・市基本方針・・・福島市いじめ防止基本方針(平成29年福島市・福島市教育委員会)
- ・対策委員会・・・市条例20条において重大事態調査を担う組織「福島市いじめ問題対策委員会」
- ・サポートチーム・・・教育委員会がいじめを認知した学校に派遣し、対応策の助言、支援を行う「いじめ防止サポートチーム」
- ・教育委員会会議・・・教育長及び教育委員による会議
- ・専門部会・・・福島市いじめ問題対策委員会規則(平成29年教育委員会規則第5号)第5条の規定に基づき設置される対策委員会の重大事態の調査その他の特別の事項を分担する組織

※参照法令(一部抜粋)

福島市いじめ防止等に関する条例

第19条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に法第28条第1項に規定する重大事態(以下単に「重大事態」という。)

が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

第20条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、第22条第1項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

写

-15-

令和4年12月28日

福島市いじめ問題対応改善
有識者会議 委員長 様

福島市長

木 幡 浩



福島市教育委員会
教育長

佐 藤 秀 美



諮 問 書

福島市いじめ問題対応改善有識者会議設置条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問内容】

- (1) いじめ対応の改善に関すること。
- (2) いじめ対応にあたって、関係する組織の連携に関すること。

【諮問理由】

市立学校（福島市立学校条例（昭和39年条例第48号）第2条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）におけるいじめへの対応を改善し、組織的にいじめ問題への対応及び支援を行うための相互連携体制を構築し、もって子どもの心身の健全な成長に寄与するため。